（様式第１５－３）

 　年　月　日

知　的　財　産　権　移　転　等　届　出　書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

　理　事　長　　殿

住　　　所

名　　　称

氏　　　名　　　　　　　役職印

　　年　月　日付け委託契約に基づく開発項目「　　　　　　　　　」に係る知的財産権について、下記のとおり移転又は専用実施権等の設定をしたいので、業務委託契約約款第３１条の４第１項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

　なお、知的財産権若しくは専用実施権等の移転（以下「移転」という。）又は専用実施権等の設定を受ける者に同約款第３１条第３項及び第４項、第３１条の３、第３１条の４、第３１条の５、第３２条、第３３条並びに第３４条の規定の適用に支障を与えないよう約定させます。

記

１．移転・専用実施権等の設定をしようとする知的財産権について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 知的財産権の種類（注１）、番号（注２）及び名称（注３） | 移転元又は専用実施権等の設定をする者の住所・名称 | 移転先又は専用実施権等の設定を受ける者の住所・名称 |
|  |  |  |

２．移転等事由（注４）

（以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する）

（１）当該移転等により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。すなわち、移転先は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。（産業技術力強化法第１７条に基づく観点）

（２）当該移転等が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。（研究開発力強化法第４１条に基づく観点）

|  |  |
| --- | --- |
| 契約管理番号 |  〇〇〇〇〇〇〇〇－〇 |

（注意事項）

（注１）：　特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権（※これらを受ける権利を含む）のうち該当するものを記載する。

（注２）：　当該種類に係る出願番号又は設定登録番号を記載のこと。

著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

（注３）：　特許権又は特許を受ける権利については発明の名称、実用新案権又は実用新案を受ける権利については考案の名称、意匠権又は意匠を受ける権利については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。

また、プログラム等著作権については著作物の題号を記載する。

（注４）：　具体的な理由を、以下の観点を参考として記載すること。移転等事由によっては再実施権付き通常実施権を知的財産権の移転又は専用実施権等の設定前に無償でＮＥＤＯに許諾するものとする。

（１）について

○移転先又は専用実施権等の設定を受ける者は、研究開発の成果を効率的に活用するための具体的な事業計画等を有している者であるか。

○移転先又は専用実施権等の設定を受ける者が研究開発の成果等を活用して行う事業が、法令や公序良俗に反するものではないか。

○移転先又は専用実施権等を受ける者は、当該委託研究開発に関する共同研究先であるか。

（２）について

○移転先又は専用実施権等の設定を受ける者は国内に所在する組織か、国外に所在する組織か。国内に所在する組織である場合、その資本比率等はどのようになっているか。

○移転先又は専用実施権等の設定を受ける者が行われた場合において、研究開発の成果が活用される場所は国内か、国外か。

○当該移転又は専用実施権等の設定により、国内企業（大学・研究機関を含む）が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となるおそれがあるか。

○当該移転又は専用実施権等の設定により、国内企業の国際競争力の維持に対する不利益がもたらされないか。